

別表 手数料の額

<p>(1) 認定手数料</p> <p>① 認定手数料 1品目につき 325,000円 (第9条関係)</p> <p>② 再審査手数料 1品目につき 70,000円 (第30条関係)</p> <p>③ 認定製造業者等において当該認定に係る事業の譲渡及び合併等があった時には、その事業の全部を譲り受けた事業者又は合併後存続する事業者等から、認定業務規程第23条により認定申請がされた場合、その認定手数料は(2)の①調査手数料と同額とする。</p> <p>旅費については、本会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。</p>
<p>(2) 調査手数料</p> <p>① 調査手数料 1品目につき 65,000円 2品目以降については、1品目につき14,000円の加算とする。</p> <p>② 再調査手数料 1品目につき 65,000円 2品目以降については、1品目につき 14,000円の加算とする。</p> <p>旅費については、当検査協会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。</p>
<p>(3) 臨時調査手数料</p> <p>① 臨時調査手数料 1件につき 65,000円 (第10条第2項)</p> <p>② 再臨時調査手数料 1件につき 65,000円</p> <p>旅費については、当検査協会旅費規程に基づく交通費、日当及び宿泊料とする。</p>
<p>(4) 専門講習会受講料 1名につき 22,000円 (第11条関係)</p>
<p>(5) 交付手数料 1件につき 2,000円 (第11条関係) (財務諸表等の交付、認定証の再交付及び専門講習会修了証書の再交付)</p>
<p>(6) その他 その都度定める。</p>
<p>(7) 一度に複数の工場調査をする場合の旅費の請求については、比例配分とする。</p>
<p>(8) 消費税 手数料には、別途消費税を加算する。ただし、専門講習会受講料及び旅費にかかる消費税は内税とする。</p>